

精神障害者割引の設定について

しなの鉄道(株)では、平成 18 年 4 月から施行されている障害者自立支援法における「三障害一元化」の趣旨を踏まえ、旅客運賃について、平成 24 年 3 月 1 日から現行の身体障害者割引、知的障害者割引に加え、新たに精神障害者割引を設定します。

なお、県内の鉄道事業者としては初の取組みとなります。

1 対象者

「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方

2 適用範囲

しなの鉄道線全区間

3 割引内容

| 種 類 | 1 級 | 2 級・3 級 | 割引率 | 摘 要 |
|------|------------------|-------------------------|------|---------------------------|
| 普通運賃 | 本人（単独） 本人＋介護者 | 本人（単独） | 5 割引 | 本人が通学定期の場合、 介護者は通勤定期扱い |
| 定期運賃 | 本人（単独） 本人＋介護者 | 本人（単独） 12 歳未満の本人＋介護者 | | |
| 回数券 | 本人（単独） 本人＋介護者 | 本人（単独） | | |

※ 介護者の割引は 1 名様まで受けられます。

※ 介護者の方が割引を受ける場合は、本人と同一種類、同一区間、同一期間の乗車券をご購入される場合に限ります。

4 運用開始日

平成 24 年 3 月 1 日（木）から

5 お問い合わせ

しなの鉄道株式会社 営業課

電話：0268-21-4702